



■原告本人尋問は裁判官に被害者が経験した過酷な実態を伝える重要な機会です■

Q：原告本人尋問が始まりますが、裁判上でどの様な位置付けになるのでしょうか。

A：原告本人尋問は、これまで私たちが主張してきたことを、皆さんの証言によって裁判官に理解し納得してもらうための裁判手続です。被告側は、裁判所の理解を少しでも薄めようと反対尋問をしてくる。腹立たしい質問があるかもしれませんが、しかし、事実を曲げたり薄めたりすることは出来ませんし、あってはならないことです。原告の皆さんが思うこと経験したことを裁判官にしっかり伝える気持ちを持って証言すれば、反対尋問を跳ね返すことが必ずやできるでしょう。自分の思いや気持ちをしっかり持つことが大切です。

証言する原告の皆さんを支えるためにも傍聴支援が大切です。原告、支援者の傍聴参加をお願いします。

因みに、証人及び原告本人尋問は、前橋地裁で一番大きな4号法廷を使用することが決まりました。座席数は60ですが、原告や各地の弁護士も傍聴席に座ることなると思います。傍聴席が溢れるご支援を改めてお願いする次第です。



<前橋地裁の正面写真>

■福島の実地で行う所在尋問について■

Q：現地で尋問を行う所在尋問はどうなったのでしょうか。

A：5月7日・8日に現地に赴き原告本人尋問を行う予定で、私たちは5名の原告に尋問をお願いしておりましたが、3月27日の弁論で裁判所は所在尋問を行わない判断を示しました。その代わり、現地で尋問する予定であった原告のうちとりあえず2名について前橋地裁で尋問出来ないか打診してきました。弁護士としては、裁判官に現地を直接見てもらう必要を強く感じており、引き続き裁判所には現地を検証することをお願いしていく予定ではありますが、原告本人尋問は前橋地裁で行うことになりました。



■今後、秋には結審か■

Q：今後、裁判はどの様に進んでいくのでしょうか。

A：証人及び原告本人尋問が終了し原被告双方の主張・立証が終了しますと、最終弁論という局面の手続きになります。今までの主張・立証活動の総まとめした最終準備書面を提出して弁論終結を迎えます。弁論終結後は判決言い渡しを待つこととなります。裁判所の意向としては9月か10月頃には弁論終結したいと考えているようですが、国側は迅速な手続進行に反対し、東電側も慎重な進行を求めており予断を許さない状況です。

4月14日

《福井地裁・原発裁判で初の仮処分決定》

原子力規制委員会の安全審査に合格した、高浜原発の再稼働を認めず

裁判所の決定の真意を探る

(事務局長) 関 夕三郎

新規基準は「緩やかすぎ、これを適合しても原発の安全性は確保されない」と一刀両断

昨年5月、大飯原発3・4号機(福井県大飯郡おおい町)の運転差止を命じた福井地裁判決は記憶に新しいところですが、同じ樋口英明裁判長が、今度は高浜原発3・4号機(同郡高浜町)の運転差止を命ずる仮処分命令を発令しました。

今回の仮処分命令については色々な評価がなされていますが、1つの見方として、裁判所が「安全神話」の繰り返しに警鐘を鳴らしたと見ることもできるように思います。今回の事件の最大の争点は、福島第一原発事故後に改正された新規基準は「世界一厳格」なのか、それとも「甘い」のかです。

皆さんは、どう思われますか?

原発の専門家でない私たちに判断するのは難しいと思いますが、1つだけ、私たちでも分かることがあります。それは、新規基準になって廃炉が決定したのは運転開始から40年

以上経過している老朽化した原子炉5機(美浜原発1・2号機、敦賀原発1号機、島根原発1号機、限界原発1号機)のみで、それ以外は全て虎視眈々と再稼働の機会を覗いているという現実です。

甘い基準で建てた建造物は、後から補強するにも限界があるはず。基準が厳しくなれば、建て替える以外に方法がない原発が出て来ても不思議ではありません。ところが、そのような脱落する原発が1基もないのです。

これはやはり不自然であり、既存の原発でも充たせるように基準自体を甘くしているとしか考えられません。これは正に、福島第一原発事故以前の「安全神話」のやり方です。

福井地裁は、このような「安全神話」が生き残っていることを見抜き、同じ過ちが繰り返されることに警鐘を鳴らしたと見ることもできるように思います。



今後の裁判の予定

■場所■ 前橋地方裁判所 ■法廷■ 5/22は21号法廷、5/26・7/31は4号法廷 ■福島の実地で行う予定でした原告本人尋問は前橋で行うことになりました。

- 5月22日(金) 午前10時~午後5時 原告本人尋問
- 6月26日(金) 午前10時~午後5時 佐藤氏反対尋問と原告本人尋問
- 7月31日(金) 午前10時30分~
- 9月11日(金) 午前10時30分~ (最終弁論の予定)

※5/1の進行協議で5/22以降の具体的内容が決まります。

《「避難用住宅の無償提供期間の長期延長を求める署名」のご協力ありがとうございました》

短期間のお願いでしたが、郵送していただいた方もあり、224筆のご協力をいただきました。原告への激励のお手紙を添えられた方もおられ、自分のこととして心配していただいていることに励まされる限りです。今後ともよろしくお願いいたします。